

就労支援

ひとり親家庭などへの支援を紹介します

園子育て推進課（津山すこやか・こどもセンター内） ☎32-2065

市では、ひとり親家庭（母子家庭、父子家庭）などの経済的な自立を目的として、技能習得や就労のための支援を行っています。支援を受けるためには、必ず事前に相談が必要です。

養育費確保支援事業

ひとり親家庭の親が養育費の請求などを行う際に弁護士事務所を利用し、その費用を支払った場合に、一部を助成します。

要件 児童扶養手当の支給を受けていることなど

補助対象 養育費の請求や養育費の回収のための強制執行に掛かる弁護士費用

補助金額 補助対象となる弁護士費用の80%（上限10万円）

自立支援教育訓練給付金事業

ひとり親家庭の親が就業に有利となる講座を受講した場合、経費の一部を支給します。

要件 児童扶養手当の支給を受けている、または、同様の所得水準であるなど

対象講座 厚生労働省が指定する教育訓練講座

給付額 受講料の60%（1万2千円～20万円）

※雇用保険法による教育訓練給付金の支給がある場合は差額を支給

高等職業訓練促進給付金等事業

ひとり親家庭の親が、就職に有利な資格の取得を目指し、1年以上養成機関で修業する場合、一定期間給付金を支給します。

要件 児童扶養手当の支給を受けているまたは同様の所得水準で、修業のために働くことができない場合など

対象となる資格 看護師、准看護師、介護福祉士、保育士など

支給期間 申請後の修業期間（最長36カ月）

給付月額 市民税非課税世帯＝10万円、市民税課税世帯＝7万5千円



ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校を卒業していないひとり親家庭の親や子が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座を受講する場合、費用の一部を支給します。

対象講座 高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座（通信制を含む）

給付額 受講修了時給付金＝受講費の2割（上限10万円）、合格時給付金＝受講費の4割（修了時給付金と合わせて上限15万円）

※高等学校等就学支援金の支給の対象となる場合は対象外

母子・父子自立支援プログラム策定事業

ひとり親家庭のそれぞれの実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークと母子・父子自立支援員が連携し、就労に向けて支援します。

対象 児童扶養手当の支給を受けている人（生活保護受給者を除く）

ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭の人が、修学や病気などの理由で日常生活に支障が生じている場合、無料で家庭生活支援員を派遣します。

対象 生活保護受給世帯か市民税非課税世帯で、親族からの支援が困難なひとり親家庭

支援内容 生活援助（住居の掃除、食事の世話など）

支援場所 利用者の居宅

※子どもの病気による利用は不可

※希望どおりの派遣ができない場合があります



子育て

あなたの子育てを応援します

園病児保育＝子育て推進課（津山すこやか・こどもセンター内） ☎32-2179、保育所（園）などでの一時預かり・随時入所・地域子育て支援センター＝こども保育課（津山すこやか・こどもセンター内） ☎32-7028

病児保育

保育所（園）や小学校に通う子どもが、病気のため登園や登校ができない時に、子どもを預かります。

施設名	住所	利用時間(延長あり)	問い合わせ先
こどもデイケアルーム「さくら」	二宮2137-10	診療日の午前9時～午後5時 (土曜日は午後4時まで) ※月～金曜日は午後6時まで延長可	「さくら」(河原内科・松尾小児科クリニック) ☎28-5570
病児保育室「方舟」	志戸部662-14	診療日の午前7時30分～午後6時 (土曜日は午後5時30分まで) ※月～金曜日は午後7時まで延長可	「方舟」(小畑醫院) ☎25-2111

料金 1日2,000円（食費400円別途要）

利用方法 子育て推進課または各施設で事前に登録し、利用日までに各施設に電話または窓口で直接申し込む
※日曜日・祝日・年末年始・休診日は休み

対象 生後7カ月から小学6年生まで（津山市の人だけでなく、鏡野町、勝央町、久米南町、美咲町の人も利用可）

保育所（園）などでの一時預かり

保護者が用事で保育できない時や休息したい時などに子どもを預かります。

申込方法など、詳しくは各保育所（園）にお問い合わせください。

対象 おおむね生後6カ月～就学前の幼児

■月～金曜日

基本保育時間 午前8時30分～午後5時

利用条件 原則週3回、月12回まで（半日の利用でも1回とする）

料金 3歳以上＝半日1,300円、1日1,800円、3歳未満＝半日1,600円、1日2,100円

■休日（日曜日・祝日）

基本保育時間 午前8時～午後6時

料金 1日2,200円（弁当要）



地域子育て支援センター

主な取り組み 育児相談、保育所（園）の開放、地域の子育てグループへの出前保育など

問い合わせ先・時間 月～金曜日

問い合わせ先	電話番号	時間
みどりの丘保育所内	27-2241	午前9時～午後4時
勝北風の子こども園内	36-5115	
久米こども園内	57-2501	
やよい保育園内	23-8382	午前8時30分～午後5時
つやま東幼稚園内	20-1810	午前10時～午後4時
つやま西幼稚園内	28-0686	

※やよい保育園は土曜日実施。つやま西幼稚園は1学期と夏休み中は旧二宮幼稚園（上田邑）の園舎内で実施

申し込み先（50音順）

園名(所在地)	電話番号
院庄さくらこども園(院庄)	28-2475
加茂保育園(加茂町小中原)	42-3027
久米こども園(南方中)	57-2501
作陽保育園(大谷)	22-4446
勝北風の子こども園(新野東)	36-8844
城西保育園(小田中)	22-2408
城東保育園(川崎)	22-3977
城北保育園(上河原)	23-0353
高野保育園(高野本郷)	26-1037
東津山保育園(川崎)	26-2100
福岡保育園(横山)	22-8053
みどりの丘保育所(大田)	27-0300
やよい保育園(勝部)	23-0306

※休日の一時預かりは作陽保育園のみ

保育所（園）への随時入所を希望する人へ

平成31年5月以降に保育所（園）への随時入所を希望する人は、受付期間内にこども保育課に申請してください。

第1次受付 入所希望月の3カ月前の月末まで
(例: 7月入所希望→4月末日まで)

第2次受付 入所希望月の前月の10日まで
(例: 7月入所希望→6月10日まで)

結果通知時期 第1次受付分＝入所希望月の前月の10日頃まで、第2次受付分＝入所希望月の前月の20日以降

通知方法 こども保育課から文書で通知